

## 村井産婦人科の病床設置（増床）について

## 1 「診療所における一般病床等の届出設置」制度の概要

- 診療所が病床を設置する場合は知事の許可が必要であるが、以下に挙げる地域医療に不可欠な医療を提供する診療所（以下「届出特例有床診療所」という。）については、病床過剰地域であっても例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっている。

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療の推進に必要な診療所
- (4) 周産期医療の推進に必要な診療所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

- 届出特例有床診療所による一般病床等の新設又は増床に当たっては、地域医療構想調整会議の協議内容を参考に医療審議会の意見を聴くこととなっている。

## 2 病床設置予定医療機関の概要

開設者	医療法人 村井医院 理事長 村井軍一		
診療所名	村井産婦人科・小児歯科医院		
開設場所	盛岡市向中野道明区画整理組合内 73 街区 1-5-2 区地 (従前の土地：向中野字鶴子 32-2、向中野字道明 8、9、17、18-1、51、53、54)		
開設予定年月	令和 2 年 5 月 1 日		
診療科	産婦人科・小児歯科		
設置予定病床数	一般病床 3 床（全て急性期）増床 ※総病床数 11 床（急性期）→14 床（急性期）		
設置理由	分娩取扱に伴う病床設置（増床）		
計画種別	(4) 周産期医療の推進に必要な診療所		
必要要件	①標榜診療科名	産婦人科	○適・否
	②分娩取扱	申立前 1 年間の分娩件数 229 件	○適・否
	③専門医	村井軍一、村井正俊	○適・否

## 3 盛岡保健医療圏（構想区域）の病床数（一般病床及び療養病床）について

- 既存病床数 > 基準病床数
- 一般・療養病床 > 必要病床数
- 急性期の病床数 > 急性期の必要病床数

基準病床数	既存病床数 (H30. 9. 30)	H29 病床機能報告 (うち急性期)	H37 必要病床数 (うち急性期)
5, 253	5, 863	6, 243 (2, 331)	5, 185 (1, 553)

## 4 盛岡構想区域地域医療構想調整会議の結果

- (1) 日時 令和元年 9 月 20 日（金）
- (2) 場所 アイーナ（いわて県民情報交流センター） 804 会議室
- (3) 協議の結果 反対意見なし

## 診療所における一般病床等の届出設置等に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）

第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所の開設者又は開設予定者（以下「開設者」という。）が届出により一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）を設け、若しくは病床数を増加させようとする場合における手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象診療所)

第2条 施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づいて、知事が、岩手県医療審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、届出により一般病床等の新設又は増床を認めることができる診療所（以下「届出特例有床診療所」という。）は次のとおりとする。

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療の推進に必要な診療所
- (4) 周産期医療の推進に必要な診療所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

2 前項各号に定める診療所ごとの必要な要件等は、別表1のとおりとする。

(手続等)

第3条 診療所の開設者等は、届出特例有床診療所として一般病床等の新設又は増床を行おうとする場合には、当該診療所の所在地を所管する保健所長（以下、「所管保健所長」という。）を経由して、様式第1号により、知事に事前協議を申し出るものとする。

- 2 知事は、届出特例有床診療所にかかる協議の申出があった場合、審議会に諮問し意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく審議会への諮問に当たっては、必要に応じて、地域医療構想調整会議等において地域の関係者の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、審議会の意見を踏まえ、届出特例有床診療所として認めたときは、当該診療所の開設者及び所管保健所長に対し、その旨通知するものとする。

(変更等)

第4条 届出特例有床診療所の開設者は、第2条第2項の要件等に変更を生じたときは、所管保健所長を経由して、知事にその内容を申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、前条第1項の申出の際に使用した様式を準用して行うものとし、変更のない事項に関する添付書類は省略することができる。
- 3 知事は、第1項の申出があった場合には、前条の規定に準じて手続き等を行うものとする。

(審査)

第5条 審議会は、第3条の2の規定により、知事から意見の諮問があった場合には、岩手県医療審議会医療計画部会（以下「計画部会」という。）へ付議するものとし、計画部会は、当該診療所に関し、第2条第2項の要件等に照らして判断し、その適否を岩手県医療審議会会長（以下「会長」という。）の同意を得た上で、知事に答申するものとする。

- 2 前項の規定は、前条第1項に規定する変更等を生じた場合においても適用する。

(廃止)

- 第6条 届出特例有床診療所の開設者は、第2条第2項の要件等を満たさなくなったときは、第4項第1項の規定に準じて知事に申し出るとともに、速やかに当該一般病床等を廃止することとする。
- 2 知事は、前項の申出があった場合には、その内容を直近の計画部会において報告するものとする。

(報告)

- 第7条 届出特例有床診療所の開設者は、当該一般病床等の運用状況その他別表2に定める事項を、様式第2号を用いて、毎年4月末日までに知事あて報告するものとする。
- 2 知事は、前項の定期報告の内容を直近の計画部会において報告するものとする。

(指導)

- 第8条 知事は、前条の報告結果をもとに、届出特例有床診療所の一般病床等の運用状況等が施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定の趣旨に著しく適しないと判断した場合は、当該診療所の開設者に対し、第2条第2項の要件等に即した運営を行うよう要請するものとする。
- 2 前項の規定に基づく指導を実施し、1年後においても改善が見られない場合には、直近の計画部会に報告の上、当該診療所の開設者に対し、期限を定めて当該病床の廃止又は削減を求める等必要な指導を行うこととする。

附 則

この要領は、平成30年7月20日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	要件等
医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(第2条第1項第1号関係)	<p>次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)</li> <li>2 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)</li> <li>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</li> <li>4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)</li> <li>5 当該診療所内において看取りを行う機能</li> <li>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)</li> <li>7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</li> </ol>
へき地に設置される診療所(第2条第1項第2号関係)	<p>次のいずれかに該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療所が新規の開設の場合 当該診療所の開設により直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される岩手県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されること。</li> <li>2 診療所が既設である場合 一般病床等を設置しなかった場合に当該診療所の存廃に影響を及ぼすおそれがあり、このことに起因して、次のへき地保健医療対策事業の現況調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」に該当する地区が発生することが見込まれること。</li> <li>3 診療所が既設であり、特例適用による一般病床の設置の際に移転を伴う場合 当該診療所が移転することにより直近のへき地保健医療対策事業の現況調査において示される岩手県内の「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」のいずれかの一つ以上が解消されるとともに、次の調査において新規に「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」が発生しないこと。</li> </ol>
小児医療の推進に必要な診療所(第2条第1項第3号関係)	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小児科又は小児外科を標榜すること。</li> <li>2 小児科又は小児外科に関する専門医(広告可能なものに限る。以下同じ。)を配置すること。ただし、小児科又は小児外科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。</li> </ol>
周産期医療の推進に必要な診療所(第2条第1項第4号関係)	<p>次のいずれにも該当し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産婦人科又は産科を標榜すること。</li> <li>2 分娩を取扱うこと。</li> <li>3 産婦人科に関する専門医を配置すること。ただし、産婦人科に関する専門医に準じる医師であると審議会において認める者の配置をもって、当該専門医の配置に代えることができるものとする。</li> </ol>
救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所(第2条第1項第5号関係)	<p>次の要件を満たし、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として知事の認定を受け、その旨の告示がされること又は当該認定に係る申出書の提出を特例適用後に行い、知事の認定を受けることを確約すること。この場合において、既に救急診療所としての知事の認定を受け、告示されている診療所については、当該認定及び告示に係る「救急診療所に関する申出書」に記載された人員体制及び機器が継続して整備されていることを条件とする。</p>

別表 2 (第 7 条関係)

区分	報告事項
第 2 条第 1 号 医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	1 前年 1 年間の入院患者延数（うち在宅療養を担当した入院患者延数） 2 次の事項のうち特例適用診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項 (1) 前年 1 年間の訪問診療等の実施回数 (2) 前年 1 年間の急変時の入院患者の受入れ件数 (3) 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 (4) 前年 1 年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 (5) 前年 1 年間の当該診療所内において看取りを行った件数 (6) 前年 1 年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施した（分娩において実施する場合を除く。）件数 (7) 前年 1 年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 3 添付資料 (1) 1 年以内に提出した東北厚生局長あて在宅療養支援診療所に係る報告書の写し (2) 往診担当医の氏名及び担当日時（任意様式） (3) 上記 2 のうち該当する機能に関する内容を確認できる書類 (4) その他知事が必要と認める書類
第 2 条第 2 号 へき地に設置される診療所	前年 1 年間の入院患者延数
第 2 条第 3 号 小児医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の小児科専門医（審議会が認めた当該専門医に準じる医師を含む。）が診療を担当した入院患者延数
第 2 条第 4 号 周産期医療の推進に必要な診療所	前年 1 年間の分娩取扱い件数
第 2 条第 5 号 救急医療の推進に必要な診療所	1 前年 1 年間の診療時間外の受診患者（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者）延数 2 前年 1 年間の救急自動車による搬送受入れ人員数

## 備考

前年 1 年間とは、第 7 条の規定に基づき、知事に報告を行う日が属する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。

## 事前計画書

## 1 届出により病床を設置する理由

本院の平成30年1月から12月の分娩数は229件、直近の決算年度（平成30年6月～令和元年5月）の分娩数は234件と増加傾向にあります。分娩の他、切迫流産や安定の為の入院を含めると、病床稼働率は91%で、既に新規患者や切迫流産等で本来は入院を必要とする方の受け入れを断らざるを得ない状況が発生しております。そこで、現在計画中の移転開設を機会に、地域内における“不安なく出産を行える環境”を整備するため、増床を願い出すこととしました。産婦人科専門医の増強を計画済みで、受け入れ断り撲滅のため、増床は3床程度必要であると見込んでおります。

なお、今回の移転開設を機会に、不妊治療も行う予定で、毎週当り外来で10名程度の新規患者さん増加受入れを計画しております。当院で不妊治療を終え妊娠された方の分娩取扱も考慮しますと、現状の11床体制では不足してしまうことを合わせてお伝えするものです。

## 2 病床を設置する必要性（地域において将来的に必要とされる病床数及び病床機能との関係）

事業計画書にも記載しましたが、日本の地域別将来推移人口によると、岩手県の小児人口割合は12.7%（全国平均13.1%）で、一人当たりの出生数は1.41人（全国平均1.39人）となっております。

岩手県においては、分娩取扱い診療所全34施設のうち、本院を含む6施設が盛岡市内に存在しております。この先、人口減少に伴い分娩数も減少していくことも見込まれますが、それ以上に医師の高齢化によって、この診療所数も減少傾向にあることも間違いないものと言われております。このような環境下において、既存の分娩可能医療施設で必要な増床を行い、地域における「安心して妊娠・出産できる周産期医療体制」を整備することは、高い重要性が認められるものと思われま。

## 3 当該診療所が地域で担う役割（提供している医療の内容等）

上記2の現状に際し、本院は今後診療所継承が見込まれ、地域に安定した周産期医療・不妊治療（予定）を提供します。この役割は、地域医療提供へ大きく寄与ができるものと考えております。

## 4 届出病床設置計画（具体的に記載してください）

## (1) 届出病床設置に伴う工事等の計画

○ 診療所を（新築・増築・改装・一部用途変更）して届出病床を設置。

資金計画	事業費	建築費	土地購入費	機器購入費	その他（什器・備品）	合計
		0円	0円	80,000,000円	23,000,000円	103,000,000円
財源	自己資金	借入金	補助金	その他（リース）	合計	
	50,000,000円	40,000,000円	0円	13,000,000円	103,000,000円	

## (2) 診療所の運営計画（雇用計画、診療所運営計画、他の医療機関との連携等）

現在の診療所（南大通）からの移転に際し、産婦人科の従業員は、継続雇用の予定です。現在は

看護師（常勤3人）、准看護師（常勤5人、非常勤2人）、助産師（常勤4人、非常勤2人）の16人体制です。移転後の業務体制は、夜勤2人、日勤外来4人、日勤病棟4人を予定しており、人員配置には問題はないと考えます。ただし、従業員の高齢化も進んでいく現状であり、求人は行っております。

なお、現在の産婦人科に加え、移転後は新たに小児歯科を行う予定ですので、歯科の従業員に関しては、採用（歯科衛生士 3名）を計画しております。（歯科医師は1名入職します。）

また、医療機器等は、購入・リースは最小限に留め、現診療所からの移設を予定しております。診療所の土地・建物は、当医療法人では所有せず、賃貸での事業計画になります。

※ 申出に係る当該診療所について、1から4の事項を記載してください。また、本書に書ききれない場合には、別紙を作成して提出することとしても問題ありません。なお、提出いただいた事前計画書は、地域医療構想調整会議及び医療審議会計画部会において、病床設置の説明を行う際に使用にします。

## 村井産婦人科の増床計画の法的評価について

## 1 病床数制度に係る法令の規定等

病院・診療所の開設又は増床（開設等）の取扱いに係る法令の規定等

## (1) 基準病床数

- 既存病床数が基準病床数を上回る圏域においては開設等を制限  
公的医療機関等 … 許可をしないことができる（医療法第7条の2）  
その他の医療機関 … 勧告することが出来る（医療法第30条の11）

## (2) 届出特例有床診療所

- 診療所に病床を設置しようとするときや病床数を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県知事の許可が必要（医療法第7条第3項）
- 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。（医療法施行規則第1条の14第7項第2号）

## (3) 「地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステムの構築のための有床診療所の在り方について」

（平成30年3月27日付け医政地発0327第1号）

- 都道府県知事が、病床設置が届出により可能となる有床診療所として適当であるか否かについて判断する際には、都道府県医療審議会の意見を聴く前に、予め、地域医療構想調整会議の協議を経ること
- 有床診療所として新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席及び必要な説明を求めること

## (4) 「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け医政地発0207第1号）

- 新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、地域医療構想調整会議で以下について説明
  - ① 病床の整備計画と必要病床数との関係性
  - ② 病床が担う予定の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの必要病床数との関係性
  - ③ 当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性
- 以下のような場合、地域医療構想調整会議の意見を聴いて、不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与
  - ① 新たに整備される病床が担う予定の医療機能が、当該構想区域における不足する医療機能以外の医療機能となっている
  - ② 当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たない

## (5) 将来の病床数の必要量（必要病床数）

- 構想区域における療養病床・一般病床の数の合計が、必要病床数を上回る場合、開設等が必要である理由等を記載した書面の提出を求めることができる。
- 理由等が十分でないとき、地域医療構想調整会議（調整会議）への参加を求めることができる
- 調整会議の場における協議が調わないときは、医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる
- 調整会議における協議の内容及び医療審議会における説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、許可を与えないことができる。

（医療法第7条の3）

## 2 村井産婦人科の増床計画について

- 一般病床 11 床（急性期）＋ 一般病床 3 床（急性期）⇒ 一般病床 14 床（急性期）
- 増床予定の一般病床 3 床は、分娩取扱いに伴い必要とする病床であること。

## 3 盛岡保健医療圏（構想区域）の病床数（一般病床及び療養病床）について

- 既存病床数 > 基準病床数
- 一般・療養病床 > 必要病床数
- 急性期の病床数 > 急性期の必要病床数

基準病床数	既存病床数 (H30. 9. 30)	H30 病床機能報告 (うち急性期)	H37 必要病床数 (うち急性期)
5, 253	5, 863	5, 831 (2, 217)	5, 185 (1, 553)

## 4 法的・政策的評価

### (1) 基準病床数との関係性

- 届出特例有床診療所の要件に該当すること

盛岡医療圏は、既存病床数が基準病床数を上回る圏域であり、開設等が制限される場所であるが、今回提出のあった計画は、周産期医療の提供のために必要な診療所における増床を行おうとするものであり、特例により届出による病床設置が認められる場合に該当するものであること。

### (2) 必要病床数との関係性

- 病床数の増加が必要な理由があると認められること

盛岡構想区域は、一般病床・療養病床の数の合計が、必要病床数を上回る構想区域であるが、一方で、分娩取扱医療機関については、医師の高齢化等により、盛岡医療圏においても減少傾向にあることから、分娩取扱のために必要となる病床の増床を行い、周産期医療体制を確保維持する必要があること。

### (3) 医療計画上の位置づけ

- 医療計画上求められる医療機能であると認められること

医療計画上、周産期医療については、医療機関の機能分担と連携のもと、分娩リスクに応じた適切な医療提供の確保に努めることとしており、分娩取扱医療機関においては、マンパワーや病床の確保などの医療機能の充実を図ることで、周産期医療体制の充実・強化をする必要があるとされること。

### 【岩手県保健医療計画（2018-2023）】

#### 第4章第2節3 良質な医療提供体制の整備

##### 【課題（周産期医療体制の充実・強化）】

- 各周産期医療機関が、妊娠のリスクに応じて周産期医療機能を分担し、**周産期医療を適切に提供できる体制を充実・強化**する必要があります。

##### 【求められる医療機能等】

- 産科医、小児科医の不在や地域偏在など本県の周産期医療を取り巻く厳しい環境に対応するため、**周産期医療機関の機能分担と連携を一層進め、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療を提供**します。  
(取組に当たっての協働と役割分担)

医療機関、医育機関、関係団体等	(総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター等、 <b>分娩を取り扱う病院・診療所</b> ) ・岩手県周産期医療情報ネットワーク等の活用による他医療機関や市町村と連携しての妊産婦のサポート ・ <b>マンパワーや病床の確保などの医療機能の充実</b> ・助産外来や院内助産など、助産師の活用の推進
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

届出特例有床診療所として一般病床等を設置するための手続きフローチャート

病床設置前

診療所に一般病床等を設置するための届出

次のいずれかに該当する診療所（省令抜粋）

- ① 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所
- ② へき地に設置される診療所
- ③ 小児医療を行う診療所
- ④ 周産期医療を行う診療所
- ⑤ 上記以外で、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

Step 1

知事に事前協議を申込む（取扱要領第3条第1項）

- ・診療所の開設者等は、事前協議申出書等を知事に提出する。
- ・知事は、届出特例有床診療所としての要件が満たされていることと、診療所の運営計画等を確認する。

Step 2

地域医療構想調整会議で協議を行う（取扱要領第3条第3項）

- ・診療所の開設者等は、地域医療構想調整会議において、新たに一般病床等を設置又は増床することについて、国通知で示されている協議事項を参考に協議を行う。

（「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日付け医政局地域医療計画課長通知）

- ① 届出病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- ② 届出病床の機能と当該構想区域の病床機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性
- ③ 届出病床に係る雇用計画や設備整備計画の妥当性等

Step 3

医療計画部会の意見を聞く（取扱要領第3条第2項）

- ・知事は医療計画部会に対し、当該診療所を届出特例有床診療所として認めるか否かについて諮問を行う。

認められる

届出により一般病床等が設置可能

病床設置後

開設者等

知事に定期報告

知事

開設者からの報告を計画部会に報告

報告内容を受け、医療法施行規則の趣旨に著しく適しないと判断した場合

- ① 取扱要領で定める要件に即した運営を行うよう要請
  - ② 1年後においても改善が見られない場合、計画部会に報告の上、当該病床の廃止又は削減を求める等必要な指導
- ※計画部会開催の時期を考慮し、事後報告によって対応したとしても差し支えない。

《参考①：岩手県内の療養病床及び一般病床の設置状況》

病床種別	圏域	基準病床数	既存病床数 (H30. 9. 30 現在)				
			病院	介護老健施設	診療所		
					届出病床	再掲	
一般病床 ・ 療養病床	二次医療圏	盛岡	5,253床	5,690床	0床	173床	51床
		岩手中部	1,768床	1,546床	0床	48床	0床
		胆江	1,203床	1,301床	0床	47床	11床
		両磐	1,280床	1,010床	0床	51床	0床
		気仙	448床	490床	0床	19床	0床
		釜石	628床	695床	0床	0床	0床
		宮古	586床	619床	0床	25床	0床
		久慈	470床	452床	0床	0床	0床
		二戸	302床	447床	0床	35床	0床
		合計	11,938床	12,250床	0床	398床	62床

- ※1 基準病床数は「岩手県保健医療計画(2018 - 2023)」で定めている数値であるもの。
- ※2 既存病床数は、医療法に基づく補正(放射線治療のバックベットの既存病床数に含めない等)を行った後の数値を掲載しているもの。
- ※3 網掛けをしている圏域は、病床非過剰地域であるもの。

《参考②：届出により一般病床を設置した診療所》

・黒川産婦人科内科（周産期、11床）	・やはば産婦人科（周産期、19床）
・もりおか往診ホームケアクリニック（在宅19床）	・おいなお医院（周産期、11床）
・みうら産婦人科内科（周産期、2床）	

※全て制度改正前における届出設置

《参考③：平成37年における病床の必要量等の推計》

二次医療圏	高度急性期		急性期		回復期		慢性期		合計	
	必要量	H29 病床機能報告	必要量	H29 病床機能報告	必要量	H29 病床機能報告	必要量	H29 病床機能報告	必要量	H29 病床機能報告
盛岡	547	1,295	1,553	2,331	1,861	<u>878</u>	1,224	1,545	5,185	6,243
岩手県中部	135	<u>50</u>	438	1,131	555	<u>410</u>	248	196	1,376	1,947
胆江	84	<u>0</u>	357	773	312	<u>127</u>	445	546	1,198	1,503
両磐	76	<u>0</u>	278	820	290	<u>125</u>	237	<u>250</u>	881	1,249
気仙	44	<u>63</u>	164	241	93	<u>87</u>	69	98	370	547
釜石	31	<u>0</u>	130	345	165	169	223	282	549	796
宮古	39	<u>0</u>	143	359	196	<u>128</u>	94	168	472	705
久慈	43	<u>20</u>	136	270	133	<u>99</u>	42	48	354	511
二戸	31	<u>0</u>	134	339	91	<u>0</u>	35	92	291	542
県全体	1,030	1,428	3,333	6,609	3,696	2,023	2,617	3,225	10,676	14,043

- ※1 「岩手県保健医療計画(2018 - 2023)」で定めている数値であるもの。
- ※2 下線を引いている数値は、病床機能報告の数値が必要量を下回っているもの。